

「学力に関する証明書」申請時の注意点

※申請前にご一読ください。

■「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能です。別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合でもその学校種、修得科目により発行できない場合があります。

■「学力に関する証明書」は免許状取得の証明ではありません。
免許状を紛失された場合などは、「教育職員免許状授与証明書」を都道府県教育委員会にご請求ください。

（東海大学から一括申請で免許状取得された方は原則、神奈川県教育委員会が授与権者です）

■「学力に関する証明書」が必要な場合は主に以下の通りです。

1. 現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う
2. 現時点は免許状取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合
3. 現時点は免許状取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合

適用免許法	入学年度
新法（平成28年改正法）	平成31（2019）年度入学～
旧法（平成10年改正法）	平成12（2000）～平成30（2018）年度入学
旧々法（昭和63年年改正法）	平成2（1990）～平成11（1999）年度入学
旧々々法	～平成元（1989）年度入学

※旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに修得する場合は原則、**新法が適用**されます。

※教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の4区分）のみの基礎資格を証明する「学力に関する証明書」は、在学していた学部学科の教職課程の有無、入学年度に関係なく発行することができます。